

入間市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、入間市立図書館本館（以下「本館」という。）の図書資料の充実及び地域の活性化を目的とし、市内の事業者（以下「雑誌スポンサー」という。）から雑誌の寄贈を受け、当該雑誌のカバーに雑誌スポンサーの広告を掲載する制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定による広告の掲載に関しては、入間市有料広告の掲載に関する要綱（平成18年告示第51号。以下「有料広告要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(雑誌スポンサーの対象者)

第2条 雑誌スポンサーの対象者は、市内で事業活動を行っている個人、企業及び団体のうち、雑誌スポンサー制度に協賛し、利用を希望するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 市税（入間市税条例（昭和32年5月14日条例第21号）第3条に掲げる税目という。）を滞納している者
- (2) 入間市建設工事等の競争入札参加者の資格等に関する規程（平成6年告示第191号）第4条第5項の規定による資格審査の適用除外の要件に該当するもの。
- (3) 事業者又はその従業者が、入間市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第1項に規定する暴力団関係者であること、又はこれらの者と不適切な関係を有していること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手続中のもの
- (5) 前四項に掲げるもののほか、雑誌スポンサーとすることが適当でないと入間市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めるもの。

(雑誌スポンサーの募集)

第3条 雑誌スポンサーの募集は、公募によるものとする。

(雑誌スポンサーの申込み)

第4条 雑誌スポンサーとなることを希望するものは、本館と協議の上、本館が所蔵する雑誌の中から、寄贈する雑誌（以下「スポンサー誌」という。）を選定し、雑誌スポンサー申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、教育委員会に提出するものとする。

- (1) 事業の概要書
- (2) その他教育委員会が必要と認めるもの

- 2 希望するスポンサー誌が重複した場合は、申込み先着順とする。
- 3 教育委員会は、第1項の規定による申込みがあったときは、内容を審査し、その可否を決定し、雑誌スポンサー決定（却下）通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

（覚書の締結）

第5条 雑誌スポンサーとして決定を受けた者は、雑誌スポンサー制度の基本的事項について、教育委員会及び雑誌納入業者と、覚書（様式第3号）を締結するものとする。

（掲載内容）

第6条 雑誌スポンサーとして決定を受けた者は、掲載しようとする広告原稿を本館に届けるものとする。

- 2 掲載内容は、有料広告要綱第2条各号のいずれかに該当するものでなく、かつ、図書館の公共性、品位及び信頼を損なうおそれがないものでなければならない。
- 3 掲載内容には、雑誌スポンサーの名称、所在地及び連絡先を明示するものとする。
- 4 本館は、必要と認めるときは、雑誌スポンサーに対して内容の修正を依頼することができる。
- 5 雑誌スポンサーは、掲載内容の変更を希望するときは、速やかにその内容を本館に届けるものとする。

（掲載方法）

第7条 本館は、スポンサー誌のカバーに広告を掲載するものとする。

- 2 広告を掲載する用紙は、雑誌スポンサーが用意するものとし、その規格は、縦10センチメートル以内、横10センチメートル以内とする。

（広告掲載期間）

第8条 広告を掲載する期間（以下「広告掲載期間」という。）は、第4条第3項の規定による決定の後、当該スポンサー誌の納入・所蔵可能日から、当該日の属する年度の末日（当該可能日が3月中の場合は翌年度の4月末日）までとする。ただし、広告掲載期間の末日の2か月前までに本館又は雑誌スポンサーのいずれからも解約の意思表示がない場合は、自動的に1年間（広告掲載期間の末日が4月末日のときは当年度間）継続するものとし、以後も同様とする。

（雑誌代金の支払方法）

第9条 雑誌スポンサーは、掲載期間に係るスポンサー誌の購入代金を、半期ごとに、口座振込又は現金により本館が指定した納入業者に支払うものとする。

- 2 振込手数料等支払いに要する経費は、雑誌スポンサーが負担する。

（掲載の中止）

第10条 教育委員会は、掲載期間中に次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告の掲載を中止することができる。

- (1) スポンサー誌の廃刊その他の広告を掲載することができない特別の事情があるとき。
- (2) 雑誌スポンサーが第2条各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 当該広告が第6条第2項又は第3項の規定に違反したとき。

2 雑誌スポンサーは、自己の都合により広告の掲載を中止しようとするときは、速やかに教育委員会に届け出るものとする。

(雑誌スポンサーの責務)

第11条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(所有権)

第12条 スポンサー誌の所有権は、本館に帰属するものとする。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年11月9日から施行する。